

告示第 3 5 号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を
定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

八頭町長 吉田 英人

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林 別紙のとおり
- 2 縦覧場所 八頭町産業観光課、八頭町のホームページ
- 3 本公告により、八頭町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。